

介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令について

- 介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴い、関係政令の一部改正とその改正に伴う経過措置等について所要の措置を行うため、9月3日（金）に介護保険及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令 第262号）を公布。
- 今回の整備政令で改正した主な政令の改正内容は以下のとおり

【厚生省所管政令】

（1）健康保険法施行令の一部改正

- ① 健康保険組合の設立時の決定事項や組合会の議決事項に新たに介護保険料率を追加すること。
- ② 健康保険組合が積み立てなければならない準備金の額の算定基礎として、介護納付金の納付に要する費用の額を追加するとともに、健康保険組合連合会の交付金交付事業の交付対象となる健康保険組合に介護納付金の納付に係る財政窮迫組合等を追加する等の改正を行うこと。
- ③ 法本則に定める介護保険料額の算定方法によらない特別介護保険料額を徴収することのできる承認健康保険組合の承認の要件を定めるとともに、特別保険料額の算定の基準を定めること。

（2）国民健康保険法施行令の一部改正

- ① 国民健康保険組合の特別積立金及び支払準備金として積み立てる金額の基準額に介護納付金の納付に要する費用を追加すること。
- ② 国民健康保険料の賦課額に、介護納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額が加えられたことに伴い、介護納付金に相当する賦課額について、地方税法に定められた国民健康保険税と同様の賦課の基準を定めること。

（3）老人福祉法施行令の一部改正

- ① 老人居宅介護等事業等の対象となる者や痴呆対応型老人共同生活援助等の措置の基準を定めること。
- ② 特別養護老人ホームの入所の措置に要する費用について定めること。

(4) 老人保健法施行令の一部改正

介護保険制度に移行した老人保健施設療養費、老人保健施設、指定老人訪問看護事業者に関する規定の削除、介護的色彩の強い医療に係る5割公費負担に係る規定の削除等の規定の整理を行うもの。

(5) 生活保護法施行令の一部改正

- ① 老人保健法の規定による指定老人訪問看護事業者が廃止され、新たに、介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者が規定されたことに伴い、医療扶助を担当する者の規定を改正すること。(身体障害者福祉法施行令等の公費負担医療制度も同様)
- ② 老人保健法の指定老人訪問看護事業者として指定医療機関の指定を受けていた者が、介護保険の訪問看護事業を行う場合に、指定が継続するための経過措置を講ずるもの。(身体障害者福祉法施行令等の公費負担医療制度も同様)
- ③ 医療扶助を担当する指定医療機関の指定を受けていた指定老人訪問看護事業者及び老人保健施設を介護扶助を担当する指定介護機関とみなすための経過措置を設けること。

(6) その他

公費負担医療の給付と介護保険の給付の間の調整規定を置く等の所要の規定の整理を行うこと。

【他省所管政令】

(1) 国家公務員共済組合法施行令(地方公務員共済組合法施行令、私立学校共済組合法施行令についてもこれに準じた改正を行う)

各種共済組合法関係政令について健康保険に準じた改正を行う等所要の規定の整備を行うこと。

(2) 住民基本台帳法施行令

- ① 介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなった年月日を住民票の記載事項に追加すること。
- ② 住民基本台帳法に基づく転入、転居、転出又は世帯変更届けがあったときは、介護保険法第12条第1項による届出と同一の届出があったものとみなされるが、その場合に必要となる届出書面への附記事項を定めること。

(3) 消費税法施行令

- ① 居宅サービス費の支給に係る居宅サービスのうち、非課税となるサービスの種類を規定すること。

ア. 非課税となる居宅サービス

- ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護（有料老人ホームも含む）

イ. 課税となる居宅サービス

- ・福祉用具貸与（但し、身障物品に係るものは非課税）

ウ. その他課税となるサービス

- ・住宅改修、福祉用具購入

- ② 施設サービス費の支給に係る施設サービスは非課税。ただし、特別の居室の提供等大蔵大臣が定める部分は課税。

- ③ その他介護保険給付の対象となるサービスのうち、非課税となるサービスの種類を規定すること。

- ・特例居宅（施設）介護サービス費の支給に係る居宅（施設）サービス
- ・居宅支援サービス費の支給に係る居宅サービス
- ・特例居宅支援サービス費の支給に係る居宅サービス
- ・居宅介護（支援）サービス費の支給に係る居宅介護支援
- ・特例居宅（支援）サービス計画費の支給に係る居宅介護支援
- ・市町村特別給付（ただし、厚生大臣が大蔵大臣と協議して定めるものに限る。→今後制定）
- ・生活保護法の介護扶助のための居宅介護及び施設介護

※非課税となる介護サービスの範囲

- ・居宅介護サービス費部分＋本人負担額（1割）＋日常生活費部分（但し、有料老人ホームについては、日常生活費部分や利用者の選定に係る負担部分は課税）
- ・施設介護サービス費部分＋本人負担額（1割）＋日常生活費部分
- ・ただし、入所者が選定する特別な居室等の利用者の選定に係る負担部分については課税

- ④ なお、居宅介護サービス費は、居宅要介護被保険者が指定居宅サービスを受けた際に、当該サービスに要した費用について支給されるものであるため、課税となる福祉用具貸与についても、当該課税額を含めて、現に貸与に要した費用が保険給付の対象となるものである。（住宅改修、福祉用具購入についても同様。）

(4) その他

- ① 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令、自動車損害賠償保障法施行令等について、介護保険給付との併給調整の規定を設けること。
- ② 地方税法施行令、地方財政再建特別措置法施行令等関係政令について、所要の規定の整理を行うこと。